（適用範囲）
第３条　この規則は、調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12箇月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12箇月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１箇月当たりの予定賃借料又は１箇月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。
⑴　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
⑶　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
⑷　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
２　前項に規定する予定価格は、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。
（競争参加者の資格に関する審査等）
第４条　一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
２　競争参加者資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに前項に規定する申請の時期及び方法その他の事項について、官報により公示しなければならない。
３　前項の公示においては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
⑴　調達をする物品等又は特定役務の種類
⑵　競争参加者資格の有効期間及び当該期間の更新手続
４　特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。
（一般競争の公告）
第５条　特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。
２　入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項ただし書の規定による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。
（一般競争について公告をする事項）
第６条　前条第１項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。
⑴　競争入札に付する事項
⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
⑶　契約条項を示す場所
⑷　競争執行の場所及び日時
⑸　入札保証金に関する事項
⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
⑺　第４条第１項の規定による申請の時期及び場所
⑻　第10条に規定する文書の交付に関する事項
⑼　落札者の決定の方法
２　前項の規定による公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　第１項の規定による公告において、契約を担当する職員の氏名及びその所属する部室の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　入札期日又は第４条第１項の規定による申請の時期
⑶　契約を担当する職員の氏名及びその所属する部室の名称
（指名競争の公示等）
第７条　特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。
３　前項の規定により指名競争に付すときの前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項の指名する者への通知は、第１項の規定による公示の日においてするものとする。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項
⑵　契約の手続において使用する言語
（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が契約規則第８条第１項又は第23条に規定する競争参加者資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２　特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約規則第23条に規定する競争参加者資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便等による入札）
第９条　特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（入札説明書の交付）
第10条　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
⑴　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第８号に掲げる事項を除く。）
⑵　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
⑶　開札に立ち会う者に関する事項
⑷　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部室の名称及び所在地
⑸　契約の手続において使用する言語
⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
⑺　その他必要な事項